

令和6年第8回にかほ市議会定例会会議録（第4号）

1、本日の出席議員（15名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	4番	宮崎信一
5番	齋藤雄史	6番	齋藤聡
7番	齋藤進	9番	佐々木平嗣
10番	小川正文	11番	佐々木孝二
12番	佐藤直哉	13番	佐々木春男
14番	佐々木敏春	15番	森鉄也
16番	伊藤竹文		

1、本日の欠席議員（なし）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	今野和彦	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	小園敦	総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須田美奈	市民福祉部長	佐々木修
農林水産部長	阿部光弥	建設部長	原田浩一
商工観光部長	池田智成	教育次長	佐藤喜仁
消防長兼消防署長	須田勇喜	会計管理者	齋藤稔
総務課長	齋藤邦	防災課長	渡部尊志
総合政策課長	高橋寿	財政課長	齋藤真紀
観光課長	今野伸二	農林水産課長	柴田俊幸
農村整備課長	佐藤孝司	建設課長	竹内千尋

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第4号

令和6年12月4日（水曜日）午前10時開議

第1 報告第14号 専決処分の報告について（専決第17号）

- 第2 議案第80号 にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第3 議案第81号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第82号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第83号 令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）について
- 第6 議案第84号 令和6年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）について
- 第7 議案第85号 令和6年度にかほ市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第8 議案第86号 令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第9 報告第11号 専決処分の報告について（専決第15号）
- 第10 報告第12号 専決処分の報告について（専決第16号）
- 第11 報告第13号 にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告について
- 第12 議案第70号 組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第13 議案第71号 にかほ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第72号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第73号 にかほ市介護保険条例制定について
- 第16 議案第74号 にかほ市介護給付費準備基金条例制定について
- 第17 議案第75号 本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分に関する協議について
- 第18 議案第76号 由利本荘市にかほ市介護認定審査会の共同設置について
- 第19 議案第77号 訴訟上の和解について
- 第20 議案第78号 令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について
- 第21 議案第79号 令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第22 一般会計予算特別委員会の設置
- 第23 議案及び陳情の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

本日、報告第14号専決処分の報告について（専決第17号）及び議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第86号令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの報告1件、議案7件、計8件が追加されております。これを本日の議事日程に含めておりますのでご確認願います。

ただいまの件について、本日議会運営委員会を開催しております。議会運営委員長の報告を求めます。15番森鉄也議会運営委員長。

【議会運営委員長（15番森鉄也君）登壇】

●議会運営委員長（森鉄也君） おはようございます。本日9時00分から議会運営委員会を開催し、本日提出された追加議案について協議いたしましたのでご報告いたします。

お手元に配付の追加議案綴りをご覧ください。

本日追加されましたのは、報告第14号専決処分の報告について（専決第17号）から、議案第86号令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの報告1件、議案7件、計8件であります。追加された議案については、本日の本会議において当局から提案理由の説明、議案質疑を行い、お手元に配付しております差替えの付託表のとおり各委員会に付託することとして議会運営委員会で決定しました。

なお、本日追加の報告第14号及び議案第80号から第86号に対する質疑については、通告なしでも受け付けることといたします。

また、会期中、陳情第19号の提出があり協議の結果「配布とするもの」と決定しましたので「陳情文書表」の差し替えを行っております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。本日追加された、報告第14号及び議案第80号から議案第86号までの8件について、議会運営委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、報告第14号及び議案第80号から議案第86号までについては、そのように決定しました。

日程第1、報告第14号専決処分の報告について（専決第17号）から、日程第8、議案第86号令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの報告1件、議案7件、計8件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めまして、おはようございます。

それでは、本日提出しております追加議案の要旨についてご説明をさせていただきます。

はじめに、報告第14号専決処分の報告について（専決第17号）であります。これは令和6年6月3日、平沢字大水口地内の国道・組み立て歩道において、建設課の草刈車両が通過した際に発生した物損事故による損害賠償の額を、11月20日付けで33万7,150円と決定したので、地方自治法の規定により報告するものであります。

次に、議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。これは、市議会議員の期末手当の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第81号にかほ市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。これは、一般職の職員の給与改定に伴い、市長、副市長、及び教育長の期末手当の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第82号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。これは、秋田県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額、並びに期末手当、勤勉手当、及び寒冷地手当の額を改定するため条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第83号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についてであります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ、1億9,284万8,000円を追加し、総額をそれぞれ166億7,654万3,000円とするものであります。補正の内容は、条例改正に伴う議会議員及び常勤特別職の期末手当の引き上げや、一般職の給与等の引き上げに対応するほか、7月の豪雨により被災した市内の農地・農業用施設について国庫補助による災害復旧事業の関係予算を追加するものであります。

次の議案第84号から議案第86号までの3つの補正予算案につきましては、いずれも条例改正に伴う一般職の職員の給与等の引き上げに対応するため、各会計の人件費を増額補正するものであります。

議案第84号令和6年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算に、それぞれ、252万3,000円を追加し、総額をそれぞれ8,779万7,000円とするものであります。

次に、議案第85号令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的支出の予定額に85万9,000円を追加し、その総額を6億6,008万1,000円とするほか、資本的支出の予定額に17万3,000円を追加し、その総額を4億814万4,000円とするものであります。

最後に、議案第86号令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入の予定額に174万5,000円を追加し、その総額を14億7,595万7,000円とし、収益的支出の予定額に82万2,000円を追加し、その総額を14億7,359万円とするほか、資本的支出の予定額に92万3,000円を追加し、その総額を12億2,705万6,000円とするものであります。

以上、議案の要旨を説明させていただきましたが、補足説明については担当部長が行いますので、よろしく申し上げます。

●議長（宮崎信一君） 次に、担当部長から主な項目についての補足説明を行います。

初めに、報告第14号について、建設部長。

●建設部長（原田浩一君） それでは、報告第14号について補足説明いたします。追加議案綴り2ページをご覧ください。市は令和6年6月3日午前10時ごろに平沢字大水口地内の市道鈴・琴浦1号線と国道7号の旧交差点、国道7号平沢こ線橋の金浦側付近におきまして、国道の組み立て歩道を建設課会計年度任用職員が運転する乗用草刈車両が通過した際に、組み立て歩道に与えた損害による損害賠償額を次のとおり決定したものです。損害賠償の額33万7,150円で10割の賠償です。損害賠償の相手方国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所本荘国道維持出張所となります。

損害を与えた背景は、建設課会計年度任用職員が付近道路路肩におきまして、除草作業の移動中に、国道敷地内の組み立て歩道に乗用草刈車両で誤って進入し組み立て歩道のコンクリート床板を踏み抜く形態で破損させてしまったものでございます。組み立て歩道とは、道路路肩箇所に橋脚と桁により床積みを組んだ上部にコンクリート床板を架けたもので橋梁に類似する構造となります。損害賠償の相手方からは、市が復旧工事をするように指示を受けまして損害賠償の額は復旧工事に要した費用となります。しかしながら、施工するにあたり損傷させたコンクリート床板はすでに製造中止となっていることから、代替え製品の選定及び施工方法について相手方と協議に時間を要し、工事完了にも時間を要してしまった次第です。そして復旧までの期間中同箇所の歩道は通行止めとし、歩行者は隣接している既存の歩道へ迂回措置をとっていただいております。このほど復旧工事が完了し相手方から確認をいただいた上で、令和6年11月20日付けで示談が成立となりましたので専決処分のうへ報告いたします。

なお、本件事故発生以降、会計年度任用職員へは毎日の作業内容及び安全管理を徹底するよう指示しております。最後に損害賠償については保険会社から全額補てんされます。補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第80号から議案第82号について総務部長。

●総務部長（危機管理官）（佐々木俊孝君） 議案第80号から議案第82号までの議案3件につきましては、関連がございますので一括して補足説明いたします。

秋田県人事委員会は、県職員の給与等について県内における月例給の公民較差1万804円、較差率にして2.95%を解消するため、若年層に重点を置きながら、すべての年齢層の月例給の水準を引き上げるよう勧告しております。また、期末勤勉手当については、県内の民間のボーナスの年間支給割合に見合うよう、職員への年間支給月数を0.15月引き上げて4.60月とするように勧告しております。

県ではこの勧告を受けて、11月26日開会の県議会に係る条例の改正議案を提出しております。本

市としましても秋田県人事委員会の報告及び勧告が、本市を含めた地域の民間水準を正確に反映したものと捉え、これまでと同様にその勧告内容に鑑み、一般職の職員の給与等を改定しようとするものであります。あわせて、市議会の議員、及び常勤の特別職の期末手当につきましても、これまでの対応と同様に改定しようとするものであります。

次に改正の内容についてご説明いたします。

提出議案説明資料の1ページから2ページをご覧ください。

議案第80号及び議案第81号の条例改正に関する新旧対照表であります。それぞれ市議会の議員、市長、副市長、及び教育長に支給する期末手当の額について改定する内容となっております。

次の3ページからは、議案第82号の条例改正に関する新旧対照表で、一般職の職員の期末手当、勤勉手当、寒冷地手当の額と給料月額を改定しようとするものです。

資料22ページをご覧ください。

上段の1. 議員報酬の条例改正に伴う期末手当比較表は、議案第80号による改定内容を表に表したものです。一番上の行、期末手当の支給月数については、令和6年度現行は、A欄合計のとおり3.25月ですが、改正後はC欄のとおり6月、12月とも0.075月ずつ引き上げて、それぞれ1.7月とし、年間合計3.4月となります。

なお、今年12月の支給月数についてはB欄のとおり1.775月とする特例措置により、令和6年度においても、年間合計3.4月の支給となります。実際の支給額につきましては、同じ表の支給額の欄をご参照ください。

次に中段の2. 特別職の給与条例改正に伴う期末手当比較表は、議案第81号による改定内容になります。市長、副市長、及び教育長の期末手当を改定するもので、議員の期末手当と金額は異なりますが、支給月数については同様の改定になりますので、説明は割愛いたします。

次に下段の3. 一般職の給与条例改正に伴う給料月額、期末勤勉手当及び寒冷地手当比較表は、議案第82号による改定内容になります。(1)月例給の表は、今年4月1日に遡って適用する給料表の改定額を記載したもので、上段の一般職（行政職）いわゆる正職員については、1人当りの平均改定率が右から2番目のF欄のとおり3.73%の増で、平均改定額はE欄のとおり月額1万1,207円の増額となるものです。また、表の下段会計年度任用職員についても、今年4月1日に遡って給料表の改定を適用するものです。今回若年層に重点を置いた給料改定によって会計年度任用職員への支給水準も大幅に引き上げられ、1人当りの平均改定率は13.3%の増、平均改定額は月額1万4,179円の増額と、引上げ幅に関しては正職員の平均を上回るものとなります。

次の23ページ(2)期末勤勉手当の上段の表は、各手当の支給率を表しています。令和6年度現行はA欄合計のとおり4.45月ですが、改正後はC欄のとおり、6月・12月ともに期末手当は0.05月ずつ、勤勉手当は0.025月ずつ、それぞれ引き上げて合計の支給月数を4.6月とするものです。なお、今年12月の支給については、B欄のとおり期末手当を1.3月、勤勉手当を1.075月とする特例措置により、令和6年度においても年間合計4.6月の支給とするものです。

その下の表は、期末勤勉手当の支給額を表していますが、上段の一般職（行政職）に加えて、中段の会計年度任用職員についても、12月支給の特例措置を講じ、今年度の年間支給月数を正職員と

同じくするものであります。これらの各手当の支給月数の引き上げと、その算定の基礎となる給料月額改定によって、会計年度任用職員を含めた職員1人当たりの期末勤勉手当の額は、表の右下の欄のとおり、平均5万1,033円の増額となります。

最後に(3)寒冷地手当であります。手当の月額については表に記載のとおり扶養親族ありの世帯主は2,000円増額の1万9,800円、扶養親族がない世帯主は1,200円増額の1万1,400円、その他については、840円増額の8,200円にそれぞれ改定するものです。これにより、対象職員266人の年間支給額は、表の右下の欄のとおり、1人当たり平均で7,277円の増額となるものであります。

議案第80号から第82号までの補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第83号について総務部に関することは総務部長。

●総務部長（危機管理官）（佐々木俊孝君） 議案第83号のうち、人件費に係る補正内容につきまして補足説明いたします。

今回の補正は、議案第80号から議案第82号までの条例改正による、市議会の議員、常勤の特別職の期末手当の改定や、一般職の月例給、期末勤勉手当、及び寒冷地手当の改定に対応するほか、年度末までの人件費の所要見込みに基づいた調整を行うものであります。

補正予算書の22ページをご覧ください。給与費明細書のうち、市議会の議員と市長、副市長、教育長の人件費補正について記載しているもので、補正の総額は表の右下のとおり併せて121万5,000円の増額となります。

次の23ページをご覧ください。同じく給与費明細書のうち一般職の人件費の補正内容であります。補正総額は上段の表の右下の欄のとおり、合わせて1億4,684万4,000円の増額となります。

次の24ページをご覧ください。一般職のうち、会計年度任用職員以外の、いわゆる正職員の人件費の補正総額は、上段の表の右下の欄のとおり、合わせて8,291万7,000円の増額となります。

次の25ページをご覧ください。会計年度任用職員の人件費の補正につきましては、その総額が上段の表の右下の欄のとおり、合わせて6,392万7,000円の増額となります。

これらの補正の財源につきましては、歳入の財政調整基金繰入金を増額して対応しようとするものであります。なお、本補正後の財政調整基金の残高は24億3,979万6,000円となるものです。

議案83号のうち人件費に関する補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） 次に、農林水産部に関することは農林水産部長。

●農林水産部長（阿部光弥君） 議案第83号中、農林水産部関係の補足説明をいたします。

7月豪雨に伴う農地災害復旧事業11件の国災害査定が先月終了し、そのうち令和6年度に施工する10件分の関連予算について計上しております。

補正予算書7ページをご覧ください。はじめに歳入です。12款1項1目2節農業費分担金の445万8,000円は農地災害復旧事業の受益者分担金であります。国の農地災害復旧事業では国庫補助の残額を受益者が負担することになっており、受益農家12戸の分担金総額です。ただし、今回の補正は暫定法による補助率増高までの分であり、今後激甚法による補助率の嵩上げが予定されており、最終的な受益者負担率はかなり低くなる見込みです。

次に、15款2項9目1節農林水産業施設災害復旧費補助金3,643万7,000円は、農地災害復旧事業

に係る国の補助金であります。補助金についても補助率増高までの分であり、今後激甚法による補助率の嵩上げが予定されており、最終的な国庫補助率はかなり高くなる見込みです。

続きまして歳出です。予算書21ページです。11款2項3目農地災害復旧費14節工事請負費4,089万5,000円は国の災害査定を受けた農地災害復旧工事11件のうち、令和6年度に施工する10件分の工事請負費で、今年度内の完成を予定しております。残りの1件分については、他所管の災害復旧事業と合わせ、令和7年度での施工予定としております。補足説明は以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 次に、議案第84号から議案第86号について総務部長。

●総務部長（危機管理官）（佐々木俊孝君） 議案第84号から議案第86号までの特別会計、及び企業会計の補正予算につきましては、先ほど市長が申しあげました条例改正による職員の給料月額や各種手当の引き上げ改定に対応するほか、年度末までの人件費の所要見込み等に基づいた調整を行うものでございます。以上です。

●議長（宮崎信一君） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案質疑を行います。

日程第1、報告第14号専決処分の報告について（専決第17号）から日程第21、議案第79号令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの報告4件、議案17件、計21件を一括議題とします。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は演壇で行ってください。

初めに、報告第11号専決処分の報告について（専決第15号）及び報告第12号専決処分の報告について（専決第16号）の報告2件についての質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで報告第11号及び報告第12号の質疑を終わります。

次に、報告第13号にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、発言を許します。3番佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） それでは、質疑通告書に基づいて質疑させていただきます。議案番号報告第13号。議案名、にかほ市観光開発株式会社の経営状況の報告についてです。にかほ市観光開発株式会社の経営状況報告として、第32期決算報告が貸借対照表と損益計算書等をもとに状況説明がありました。次の点について質疑します。

①貸借対照表中「はまなす事業部」と「ねむの丘事業部」の繰越利益剰余金実績をみると、はまなす事業部は2,066万2,000円、ねむの丘事業部はマイナス1,770万2,000円となっている。繰越利益剰余金の現状値をどのように捉えているか伺います。

②損益計算書中、当期純利益金額の実績がはまなす事業部は、914万8,000円の赤字、ねむの丘事業部は1,052万2,000円の黒字となっている。当期純利益金額の実績をどのように捉えているか伺います。

③第32期の決算報告を受けて、はまなす事業部とねむの丘事業部の経営状況をどのように捉え、評

価しマイナス評価項目にはどのような指導を行ったのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（池田智成君） それでは、佐々木議員の議案質疑にお答えをいたします。

はじめに①です。繰越利益剰余金は、会社の業績のバロメーターの一つであり回復傾向にあることを示していると思われまます。また、コロナ禍前の第27期と比較すると、繰越利益剰余金は大きく減少しておりますが、他の事業者が廃業などを選択せざるを得なかった中において、会社と従業員が一丸となってコロナ禍を乗り切った証であると思うところであります。確かに、ねむの丘事業部の繰越利益剰余金はマイナスであります、その幅は第30期から続けて減少しております。さらにねむの丘事業部は、今期の第33期においては繰越利益剰余金をプラスに転じることを目指しております。こうしたことから、会社の業績としては確実に上向いていると捉えております。

次に②のご質問にお答えをいたします。ねむの丘事業部は、人の往来が回復傾向にあること、訪問営業の強化、物産コーナーのレイアウト変更による利便性向上、年4回のイベントによる集客効果、成城石井等のセレクトショップなどの新たな取り組みに加え、繁忙期や時間帯によっては、社員が業務を掛け持ちするなどの経営努力、そして、ニカホアウトドアベースの効果により、前期より黒字幅が拡大したものと捉えております。

一方、はまなす事業部はコロナ禍において、旅行支援や宿泊支援などがあつたおかげで、赤字幅はねむの丘事業部ほど拡大しなかったものの、公的支援が終了したことにより赤字幅が拡大しております。また、公的支援の終了だけでなく、夕食なしの宿泊タイプの増加や7月の豪雨災害によるキャンセルなども大きく影響していると捉えております。そこで、はまなす事業部としては、プロモーション戦略の強化を図りながら、黒字化に向けた運営に努めるとしており、具体的な取り組みの一つには、宿泊施設としての認知度向上を図って参ります。市外県外の方は温泉保養センターはまなすを、日帰り温泉施設として認識されている方が多いということが分かり、源泉かけ流しの宿泊施設であることの周知を図って参ります。また、企業の宿泊研修の需要見込みもあることから、そうした方面へのプロモーション強化、大手旅行会社のインターネットによる宿泊予約の強化などにより黒字化に向けた運営に努めるとしてしております。

当期純利益をどのように捉えているのかにつきましては、両事業部は人事交流なども行い互いに補い合い、協力し合い、よく頑張っていると捉えております。数字としては明暗が分かれる形となりましたが、両事業部のこうした数字に表れない頑張りの蓄積によって、会社としては黒字となるまで回復したと捉えております。

次に③のご質問にお答えをいたします。両事業部の経営状況をどのように捉え評価しているのかにつきましては、①と②でお答えしたとおりであります、コロナ禍を懸命に乗り越え、会社としての業績は上向いているものの、更なる努力は必要と捉えております。第32期の評価指標は28項目中4項目が基準を下回っておりますが、前回より2項目改善しております。今回、マイナスの評価項目である自己資本比率及び負債比率については商品や飲食材料仕入れにかかる買掛金、販売費及び一般管理費支払いにかかる未払い費用、長期借入金が大きな割合を占めますのでこれらの適正化を図ること、棚卸資産回転率については、仕入れと販売のバランスの適正化を図ること、社員1人当

り管理費については、社員数と販売費および一般管理費の適正化を図ることが必要であるとの認識を共有しているところであります。また、すべての項目は会社の経営状況が向上することで改善できるものでありますので、両事業部が黒字となるよう更なる経営努力が必要であると認識しております。以上です。

●議長（宮崎信一君） これで報告第13号の質疑を終わります。

次に、議案第70号組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第70号の質疑を終わります。

次に、議案第71号にかほ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、発言を許します。2番齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 通告書に従いまして質問いたします。議案第71号であります。にかほ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。

①改正案第16条の中にある支給審査委員会は何名で構成されるでしょうか、上限と下限を伺います。また、委員会の構成人数は災害の状況によって変わるのか伺います。

②同条第2項中その他市長が必要と認める者とはどのような識者を想定しているのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理官）（佐々木俊孝君） それでは、齋藤議員の議案質疑にお答えをいたします。災害弔慰金等支給審査委員会に関しましては、この条例改正のほか、別途要綱を定めまして設置運営をする予定でございますので、現在想定しております、その要綱案の内容に基づいて答弁申し上げます。

はじめに①についてですが、委員会の構成人数については5人以内と想定しております。これは上位法が改正された際に国から目安として4人から7人という人数が示されたことや、県内の先行自治体の状況を参考にそのように想定しております。なお、人数の下限については要綱に規定する予定はございませんが、この条例案では、委員は医師、弁護士、その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命するとしておりますので、最低でも医師、弁護士の2名は必ず委嘱することになりますけれども、いずれにしても十分な審査体制を確保しようとするものでございます。また災害の状況によって委員の構成人数が変わることはあり得ます。この支給審査委員会については災害の発生に伴って審査の必要が生じた場合に、災害名を付した委員会をその都度立ち上げることを想定しているものでございます。従いまして、場合によっては同じ時期に複数の委員会が設置されているという状況もあり得るといっていいものでございます。委員会の構成につきましては、その災害の状況に応じたものとなりますし、委員の任期は委嘱の日からその審査が終了した日までとする想定でございます。

次に②でございます、その他市長が必要と認める者につきましては、これも国から示された参考資料では大学関係の有識者や医療ソーシャルワーカー、市の担当職員などが例として示されていますが、先ほどの①でも触れましたとおり、災害の状況に応じた委員の構成というものを考慮し、人

選をするというものでございます。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 最近災害が頻発しておりまして、大変対応に国でも県でも、市でも大変なことと理解しております。先ほどお話しいただきました①と②に関して災害の状況ということは、例えば農業関係であれば農業関係者とか、漁業関係であれば漁業関係者とか、建設関係であれば建設関係者とか、そういうふうな形の必要とするものということで理解していいのかが1点目2点目の方は先ほど、お話しいただきましたが大学関係者、ソーシャルワーカー、職員という形ですけれども、この中に一般の方もその中に含まれるのか、お知らせいただけますか。

●議長（宮崎信一君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理官）（佐々木俊孝君） まず、はじめのご質問ですけれども、今、ご質問の中で例示していただきました建設関係、あるいは農業関係という方が絶対にこの委員構成に入らないとは言いきれないといえますか、断言できないものと考えておりますので、そこはその災害といえますか、起きた状況に応じた最も適した分野の有識者、明るい方々に入っていただくということでございます。その意味では、後段の2つ目のご質問の一般の方というものも、一般の方という線引きというものがなかなか難しいとは思いますが、今の段階ではまだ要綱もはっきりと作っている段階ではございませんから、どういった方々は委員にはなり得ないというものは、今の段階ではまだ想定してない段階ですから、ご質問にあったような方々が全く委員会のメンバーに入ることはあり得ないとは、今の段階では申し上げないものでございますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 最後になりますが、例えば市長が必要と認める者ということでありませけれども、こちらのほう市長が一人で決めるのか、それともどこかの委員会を持って検討されて委員を決めるのか、最後にそこをお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理官）（佐々木俊孝君） 基本的にはこの委員会を設置した場合には、市役所内のいずれかの部署がその事務局を所掌するということになりますから、第1案としては担当部署がその委員会の構成というものをさまざまな角度から検討し、起案したうえで最終的にはそれを市長が判断されると、これは市の他の業務と何ら変わらないものと想定しております。

●議長（宮崎信一君） これで議案第71号の質疑を終わります。

次に、議案第72号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。2番齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 質疑通告に従いまして再度質問いたします。議案第72号であります。災害弔慰金等支給審査委員会の委員に対する報酬についてであります。こちらの方で日額が2万円とありますが、その設定基準についてどのようにやったのかお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理官）（佐々木俊孝君） それでは、齋藤議員の議案質疑にお答えをいたします。この支給審査委員会の委員報酬を月額2万円に設定した理由でございますが、まずは県内で先行して条例を制定している他の自治体、具体名を挙げますと、秋田市、横手市、大仙市などの規定をまずは参考とさせていただきます。また、弁護士の相談費用の相場、実態なども調査をさせていただきます。それとこの2万円の月額の設定とは大きな乖離がないということも確認をしたところでございます。他市の事案というものが医師を含んだ報酬の設定になっておりますから、それを勘案したという風に理解していただきたいと思っております。さらに補足を申し上げますと、人材の確保というものは市内だけでは恐らく確保は難しいものと捉えておりますから、県からの助言を受けながら協力関係を持ちながら、こういった委員の委嘱メンバーを確保することを考えますと、近隣の自治体との報酬の差がないことの方が、そういった調整が円滑に進むことも一つ勘案したものでございます。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 他の自治体を参考にしているということで、理解できます。ただ一つお聞きしたいのは、例えば個人経営の医師だったり、国公立の大学に所属する医師、個人経営の病院の医師であれば依頼の仕方によって、勤務中または営業補償等が変わってくるかと思っております。弁護士さんの方は個人だとは思いますが、一例を挙げますと自分の場合で公務員だった場合、講演をいただいたときに平日であれば勤務時間内の教育委員会等への出張依頼を受けるとこれは、勤務内ですので交通費等はそこから出る。土日とか休み、休日その他別の場合であればそれは取扱いが違ってくるという風にどこに依頼するかで違ってきますのでそこらへんのところも、この2万円には勘案された他の自治体での報酬なのかどうか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理官）（佐々木俊孝君） 定額の月額2万円という設定に関しましては、この委員会の中で想定されます様々な審査の内容であるとか、求められるそういった専門知識であるとかそういったところに着眼をして、それを含めた十分な審査議論を行っていただける方をお願いをするということでございますので、第一義的にはその部分を着目した金額設定でございますから、先方の方が個人であるとか、組織に属しているとかそういったものに依拠してといったところは、それはすべてこの中に包含されているという、そこで区別するとかそういうところではない設定で考えております。実際にこれは、委員の委嘱の段階に入った時に、おそらくは今議員が仰ったような、様々な細かいことが発生すると思っておりますから、先ほども申しあげましたとおり、今回の条例制定の動きはにかほ市だけではなくて県内の多数の市町村が今、12月あるいは3月の議会に向けて条例を定める動きがございますし、県においても十分にそれをサポートしていくというような姿勢でおりますから、そういったところにつきましては今後他の市町村の取扱いも含めて十分に円滑に進むような形を県と一緒にやって参りたいということでございます。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） これから考えると、いろんなところでこれから審査されたり検討されると思っておりますので、例えば最後ですけれども医師の依頼の対価それから、例えば看護師さんとか他の対

価について我々が依頼する場合でも対価が違う場合がございますので、そこらへんは先ほどいわれたとおり一律で、皆さんが同じ立場の中でこういう報酬が支払われるという検討をされるのか最後にお聞きします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、総務部長。

●総務部長（危機管理官）（佐々木俊孝君） 今ご質問の中で、ひとつの例として医師に関しての話がございましたので、それで申し上げますと、私どもが今期待をしているところは、やはり県が例えば県医師会なりとこういったことに関して全県の市町村が円滑に進むような協議なり、もしくは何かしらの取り交わすものそういったものをお願いいたしますと、県内の市町村もこういったことが非常に円滑に進められるのではないかなというところでございますし、実際そのような意向も県の方からは今そのような動きはないようではございますけれども意向としては伺っておりますので、これを機にそういったことが進むことを市としては期待しているものでございます。

●議長（宮崎信一君） これで議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案第73号にかほ市介護保険条例制定についてから議案第77号訴訟上の和解についてまでの議案5件の質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第73号から議案第77号までの質疑を終わります。

次に、議案第78号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。7番齋藤進議員。

●7番（齋藤進君） それでは質問いたします。議案番号78番令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）の予算書16ページになります。6款農林水産費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金中、機構集積協力金交付金事業交付金2,917万8,000円の詳細について伺います。

①交付金の交付地区について、色分けした地図の提出も求めます。

②農地の集積に至った経緯、話し合いの内容や要した時間、地権者数などについて伺います。

③交付金の内容や区分について、一般地域又は中山間地域なのか、その集積率などについて詳細を伺います。

④最後に現在進行中の又は交渉中の交付予定地域等があるのか伺います。以上4点について伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、農林水産部長。

●農林水産部長（阿部光弥君） それでは、齋藤進議員の議案質疑についてお答えをいたします。

機構集積協力金交付金事業について若干説明をいたします。今回の交付金は地域集積協力金と集約化奨励金の2種類となり、対象地区は2地区となります。地域集積協力金は地域の農地を機構に貸し付けた面積に応じて交付され、どちらの地区も中山間地域となります。交付単価は機構の利用率に応じて5つの区分があり、10a当たり1万3,000円から3万4,000円となります。集約化奨励金は1ha以上の団地面積が増加した割合に応じて交付され、交付単価は10%以上の増加で10a当たり

1万円、20%以上の増加で3万円の2つの区分があります。

それでは①の交付金の交付地区はどこかについてでございますが、この度の交付地区は立居地地区と小砂川地区となります。各地区の位置につきましては資料をご覧くださいと思います。黄色が立居地地区で全体が約49ha、うち区分判定面積が約38ha、うち交付対象面積が約34haとなっております。朱色が小砂川地区で全体が約61ha、うち区分判定面積が約21ha、うち交付対象面積が約17haとなっております。なお、小砂川地区においては昨年度の実施予定でございましたが、農地の契約が想定よりも遅れた事により今年度の実施となっております。

次に②の農地の集積に至った経緯についてでございますが、はじめに立居地地区です。立居地営農組合では組合員の高齢化や労働力不足、農業機械の老朽化が問題となっており、法人化による組織強化や機械の大型化による労働力軽減を図ることを目的として、令和3年度に法人化を目指す計画を立てております。複数回にわたり組合員との協議を経て、令和6年2月に9名の組合員により農事組合法人なかさんちが設立され、20名の農地所有者と契約を締結し農地が集約されております。

小砂川地区につきましては、農地をまとめて引き受けたいという農業法人が、昨年9月と10月に説明会を開催しております。引き受けたいとする地区は山間部であり、そのほとんどは耕作放棄地であるため、貸付に賛同する意見が出され、農地貸借の合意形成を進めておりました。しかし、一部の農地所有者との合意形成が得られないことや、連絡が取れない、複数の相続人が存在し相続登記が完了していないなど、契約合意に難航しておりましたが、農地所有者53名のうち合意形成に至った30名については、今年3月以降に契約事務が完了したため、令和6年度の事業対象となっております。

次に③の交付金の内容区分についてでございますが、立居地地区の地域集積協力金は機構活用率76%となり、区分は4、交付単価は10a当たり2万8,000円、交付額は約968万円となります。集約化奨励金は1ha以上の団地面積20%以上の増加に区分され、交付単価は10a当たり3万円、交付額は約1,037万円となります。小砂川地区の地域集積協力金は機構活用率34%となり、区分は3、交付単価は10a当たり2万2,000円、交付額は約386万円となります。集約化奨励金は立居地地区と同じ区分で交付額は約526万円となります。

最後に④の現在進行中の交付予定地域についてでございますが、把握できているものとしては、伊勢居地地区の集落営農組織が、法人化に向けて現在協議中ですので、法人化され機構を通して農地を賃貸借契約した場合は、機構集積協力金の対象地区になると見込まれております。以上です。

- 7番（齋藤進君） 関連質問ですけれども、議案質疑に該当しないと判断された場合には。
- 議長（宮崎信一君） 最初からそういう風にわかっているのであれば質疑はできません。
- 7番（齋藤進君） 終わります。
- 議長（宮崎信一君） これで7番齋藤進議員の質疑を終わります。

所用のため11時15分まで暫時休憩といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に3番佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） それでは、質疑通告書に基づいて質疑させていただきます。議案番号第78号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）18ページです。7款商工費、2項観光費、1目観光総務費、18節負担金補助及び交付金中単独補助扶助費1,000万円の内容について伺います。今回の補助金額は、製作会社側から示されたものではなく、本市側からの作品に対する期待と応援を形として示したとの説明でしたが、1,000万円という金額は、どのような判断のもとに設定されたのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（池田智成君） それでは、佐々木議員の議案質疑にお答えをいたします。

本定例会初日の補足説明で、補助金額は製作会社側から示されたものではないとご説明いたしましたが、映画製作に対する支援については要望がありました。具体的な金額を示すようなものではなく、自治体によっていろんな事情があるでしょうから、と柔らかい物腰でのお願いといった感じでありました。県内でのロケに対する支援の状況をみますと、平成25年に秋田市、横手市、大仙市、仙北市、鹿角市、湯沢市、由利本荘市、美郷町、小坂町の9自治体でロケが行われた韓国ドラマアリスⅡでは、ロケ支援金として総額8,420万円が予算措置されております。そのうち由利本荘市では、1,000万円を予算措置しております。また、平成30年に井川町を中心としてすべて県内で撮影された映画「光を追いかけて」に対する支援として井川町が1,000万円を予算措置しておりますが、撮影期間は18日間であります。この映画は令和3年に公開され由利本荘市出身の生駒里奈さん、大仙市出身の柳葉敏郎さんも出演しておりますので、ご存じの方も多いかと思います。

今回の本市を舞台にした映画撮影は2月から3月まで、場合によって4月中旬まで見込まれており、撮影前の準備もありますので、関係スタッフの滞在期間は1月中旬から計3か月を見込んでいます。そこで補助金額設定の参考として1人1泊につき2,000円補助の場合、60人のスタッフが90日宿泊、トータル5,400泊分で1,080万円と試算しております。その上で近隣自治体の支援の状況、物価高騰の状況、そして是枝監督の作品に対する期待と応援、今後の本市への効果など総合的な判断のもとに1,000万円と設定したものであります。また、地方での撮影には首都圏での撮影とは異なる経費が必要となります。例えば、旅費、宿泊費もそうですが撮影機材の運搬やセットの運搬製作などにも多くの費用を必要とします。そのため、補助金の使途は宿泊費に限定するものではなく、映画製作に係る費用としております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） いろいろ他市の状況も加味したということですがけれども、こういったものの要綱というものは規定はされていませんか。

●議長（宮崎信一君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（池田智成君） それではお答えいたします。現在あります要綱は、にかほ市映画

撮影等誘致支援補助金20万円を上限としております。今回の撮影規模はそれには見合わない内容でありますので、今回の補助金は、にかほ市映画製作等支援補助金として新たな交付要綱を作成しております。また、本定例会の議決日を持って当該補助金要綱の施行日とするものであります。

●議長（宮崎信一君） これで議案第78号の質疑を終わります。

次に、報告第14号専決処分の報告（専決第17号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで報告第14号の質疑を終わります。

次に、議案第80号にかほ市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議案第82号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの議案3件の質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第80号から議案第82号までの質疑を終わります。

次に、議案第83号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第83号の質疑を終わります。

次に、議案第84号令和6年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第2号）についてから議案第86号令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第3号）についてまでの議案3件の質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第84号から議案第86号までの質疑を終わります。

次に、議案第79号令和6年度にかほ市下水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑はありますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第79号の質疑を終わります。

日程第22、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第78号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第10号）について及び議案第83号令和6年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）についての2件の審査のため、議長を除く議員14人をもって構成する一般会計予算決算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年

長議員から司会をお願いします。16番伊藤竹文議員。

しばらく休憩します。

午前11時26分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（14名）

1 番	高橋利枝	2 番	齋藤光春
3 番	佐々木正勝	5 番	齋藤雄史
6 番	齋藤聡	7 番	齋藤進
9 番	佐々木平嗣	10 番	小川正文
11 番	佐々木孝二	12 番	佐藤直哉
13 番	佐々木春男	14 番	佐々木敏春
15 番	森鉄也	16 番	伊藤竹文

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	今野和彦	次長	加藤潤
班長兼副主幹	今野真深		

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	小園敦	総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝
企画調整部長 (地方創生政策監)	須田美奈	市民福祉部長	佐々木修
農林水産部長	阿部光弥	建設部長	原田浩一
商工観光部長	池田智成	教育次長	佐藤喜仁
消防長兼消防署長	須田勇喜	会計管理者	齋藤稔
総務課長	齋藤邦	防災課長	渡部尊志
総合政策課長	高橋寿	財政課長	齋藤真紀
観光課長	今野伸二	農林水産課長	柴田俊幸
農村整備課長	佐藤孝司	建設課長	竹内千尋

.....

午前11時27分 開 会

●年長委員（伊藤竹文君） それでは、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は14人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、委員長は副議長が務めることになっていますので、一般会計予算特別委員会委員長は、副議長の私、16番伊藤竹文が就くことにいたします。同じく副委員長には、申し合わせにより、各常任委員会の副委員長が輪番で務めることになっておりますので、12番佐藤直哉委員を推薦します。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（伊藤竹文君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には私、16番伊藤竹文が、副委員長には12番佐藤直哉委員が決定しました。

16番伊藤竹文と12番佐藤直哉委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知いたします。

以上をもちまして、年長委員としての職務を終了いたします。

引き続き私が議事を進行いたします。

【一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君）が議事をとる】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例に定める常任委員会をそれぞれ一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第78号及び、議案第83号を一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（伊藤竹文君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時30分 散 会

.....

午前11時31分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23、議案及び陳情の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第70号から議案第86号までの議案17件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第12号及び第13号、第16号から第18号までの計5件はお手元に配付した陳情文書表のとおり、教育民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

午前11時37分 散 会
